

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

(1) 策定根拠

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため、「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に制定（平成27年3月31日までの時限立法）されました。その中で、市町村に対しては、当該市町村の事務事業に関して、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性ならびに乳児および幼児の健康の確保および増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅および良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、目標および目標達成のために講ずる対策の内容等を定めた行動計画を策定することが義務付けられました。

(2) 新新子どもプランの取り組みと評価

ア 取り組み内容

本市では、「北九州市子どもプラン（平成9年2月策定）」、「北九州市少子社会対策推進計画（新子どもプラン、平成12年11月策定）」等に基づくそれまでの取り組みを踏まえ、「新新子どもプラン（北九州市次世代育成行動計画【平成17～21年度】）」および「新新子どもプラン拡充版（中間見直し）」を策定し、これらの計画に基づき、保健、医療、福祉、教育をはじめ、雇用、住宅、生活環境等の幅広い分野で、総合的に子どもの健全育成や子育て支援に取り組んできました。

その中で全国に先駆けた、あるいは特色のある事業としては、

- 子どもの遊び場、子育てに関する相談や情報交換の場、地域の子育て支援団体の交流の場などを提供する「子育てふれあい交流プラザ」の設置・運営
- 北九州市立八幡病院の小児救急センターをはじめとする24時間365日対応の小児救急医療体制における総合的な救急医療の提供
- 放課後児童クラブの全児童化
- 外出時に授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」事業の官民協働による推進
- 子育て中の親子の交流の場である「親子ふれあいルーム」の各区役所等への設置

が挙げられます。また、

- 保育所の不足する地域の定員増に努め、4月1日時点での待機児童を解消するとともに、就労形態の多様化等に伴う保護者のニーズに対応した特別保育等サービスの充実
- 働き方や暮らし方の見直しに取り組むため、官民からなる「ワーク・ライフ・バランス推進協議会」の設置
- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「のびのび赤ちゃん

「訪問事業」の体制整備
 などに取り組みました。

さらに、市民ニーズに対応して、乳幼児医療費および妊婦健康診査費、特定不妊治療費に対する公費助成の拡充など、経済的な負担の軽減にも努めてきました。

イ 評価

これらの取り組みに対する市民の評価としては、平成20年度の市民意識調査において「少子化対策の推進」の評価が、それまでの21位から10位へと大きく躍進しました。また、NPO法人が実施している「次世代育成環境ランキング」において、平成17年度から4年連続政令市の中でトップとなっています。このように、本市の子育て支援の取り組みは、市内外から一定の評価を得ています。

一方で、

- 共働き家庭が増加傾向にある中で、多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童クラブの運営が求められている
- 子育てに関する悩みや不安を抱える保護者が増え、その内容も多岐にわたっていることから、身近な場所で子育てに関する相談ができる体制の充実や相談員の資質の向上が必要となってきた
- 産科医・小児科医の高齢化や、産科・小児科医療機関の減少など、周産期医療や小児救急医療を取り巻く環境が厳しい中で、現在の周産期医療・小児救急医療体制を持続していく必要がある
- 不登校やひきこもり等、問題や悩みを抱える青少年が増えており、その対応が必要となっている
- 発達障害等の早期発見および対応の充実・強化が求められている
- 分かりやすい子育てに関する情報が、より手軽に入手できることが求められている

などの課題もあります。

(3) 元気発進！ 子どもプラン（北九州市次世代育成行動計画【平成22～26年度】）の策定

「元気発進！ 子どもプラン（北九州市次世代育成行動計画【平成22～26年度】）」の策定にあたっては、子どもの健全育成や子育て支援をより効果的なものにするため、前述のこれまでの取り組みや評価をはじめ、子どもや子育ての現状・課題、社会経済や国の動向等を踏まえ、今後の取り組みを総合的、体系的に整理した上で計画を策定しました。

2 基本理念と計画の視点

《基本理念》

「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”

～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

子どもは、「社会の希望」、「未来への力」であり、その育成は子どもを持つ家庭のみならず、すべての市民にとって重要な意味を持ちます。そのため、「子どもの成長」と「子育て」について、すべての市民が自分の問題として捉え、その置かれた状況に応じた役割を果たし、地域社会全体で支えなければなりません。

家庭や地域、学校、企業、行政といった地域社会全体の子育て力を高め、子どもが健やかに成長し、市民一人ひとりが家庭を持つことや子どもを生き育てることに喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指します。

このような基本理念を踏まえ、以下の項目を本計画の策定や推進にあたっての視点としています。

《計画の視点》

(1) 子どもの視点

子どもの健全育成や子育て支援の推進にあたっては、子どもの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重するように配慮する必要があります。

また、子どもを、育てられる立場から自ら育つ主体として捉え、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心や自立のための力をはぐくんでいけるよう、家庭、地域、学校等における生活のあらゆる場面で子どもの健全な成長を促進する「子育て」の視点が必要です。

(2) 地域社会全体で支援する視点

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成する営みであるとの観点から、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくことが必要です。このため、地域社会を構成する家庭、地域、学校、企業、行政が力を合わせて子どもと子育て家庭を支える「子育て支援型社会」の実現に向けた取り組みが必要です。

また、子育ては男女が協力して行うべきものであることから、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現を図る視点も重要です。

(3) 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

(4) すべての子どもと家庭への支援の視点

仕事と子育ての両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと子育て家庭を支援するという視点から計画を推進します。

特に、社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、障害のある子ども、児童虐待など特別な支援を要する子どもや家庭への支援について充実します。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象

本計画の基本理念は、「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”であることから、子どもから高齢者まで、すべての市民を対象とします。

なお、本計画における「子ども」とは、18歳未満のすべての子どもを基本とします。

5 計画の位置付け

本計画は、北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示すものであり、地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって取り組みを進めるための指針となるものです。

6 他の計画等との関係

本市においては、平成20年12月に新たなまちづくりの指針として、北九州市基本構想・基本計画(「元気発進!北九州」プラン)が策定されました。この基本構想・基本計画では、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」という目標を掲げ、その下で「人づくり」をまちづくりの基本方針の一つとして、「子育て・教育日本一を実感できる環境づくり」に取り組むこととしています。

本計画は、この基本構想・基本計画の部門別計画に位置付けられるもので、「北九州市男女共同参画基本計画(第2次)」、「健康福祉北九州総合計画」、「健康福祉北九州総合計画(健康づくり部門)」、「北九州市障害者支援計画」、「第二次北九州市高齢者支援計画」、「北九州市食育推進計画」などの関連する計画と相互に連携を図りながら、取り組みを推進します。

また、次世代育成支援対策推進法では、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」に関する計画も策定することとされています。この子どもの教育に係る行動計画は、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に定めることとし、本市の次世代育成行動計画として位置付けます。*

なお、本計画は、「ひとり親家庭等自立促進計画」、「母子保健計画」、「保育計画」を一体のものとして策定しています。

※ 「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の事務事業のうち、本冊子における4つの政策分野(7ページ参照)に該当するものについては本冊子にも掲載し、それ以外は名称のみ記載しています(202ページ参照)。

7 市民の意見、提案等の反映

本計画の策定にあたっては、子育て家庭や子育て支援に携わる方々などの声を大切にし、市民の目線に立った計画とするため、家族の状況や子育ての実態、保護者の意識など市民のニーズを把握する「次世代育成に関する市民ニーズ調査 ～子育て日本一に向けた市民アンケート～」や子育て支援団体等との意見交換、子育て支援施設等の現地調査等を実施しました。

また、学識経験者、関係団体や市民の代表等からなる「北九州市後期次世代育成行動計画策定懇話会」を設置し、意見や提案を求めました。

さらに、今後求められる子育て支援サービスなどについて、広く市民から意見を伺うタウンミーティングを実施しました。

各計画の関係図

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
【基本構想・基本計画】							
		北九州市基本構想・基本計画（「元気発進！北九州」プラン） （～平成32年度）					
【次世代育成行動計画】							
新新子どもプラン （北九州市次世代育成行動計画〔平成17～21年度〕）			元気発進！子どもプラン （北九州市次世代育成行動計画〔平成22～26年度〕） ※ひとり親家庭等自立促進計画、母子保健計画、保育計画を包含する				
新新北九州市保育5か年プラン							
いきいき学びプラン （北九州市教育行政総合計画） （平成18年度～）		北九州市子どもの未来をひらく教育プラン （平成21～25年度）					
【関連計画】							
北九州市男女共同参画基本計画 （平成16～20年度）		北九州市男女共同参画基本計画（第2次） （平成21～25年度）					
健康福祉北九州総合計画 （平成18～22年度）		改訂版					
健康福祉北九州総合計画（健康づくり部門） （平成18～24年度）		改訂版					
北九州市障害者支援計画 （平成18～22年度）							
北九州市高齢者支援計画 （平成18～20年度）		第二次北九州市高齢者支援計画 （平成21～23年度）					
		北九州市食育推進計画 （平成21～25年度）					
北九州市スポーツ振興計画 （平成18～22年度）							
北九州市環境基本計画 （平成19～23年度）							
		北九州市住生活基本計画 （平成20年度～概ね10年間）					

8 政策分野

「新新子どもプラン」の成果や課題、また、子どもや子育て家庭の実態、少子高齢化や核家族化、都市化等の社会状況、子どもとその保護者を取り巻く経済や労働の状況、さらに、子どもの年齢等を踏まえ、次の4つの政策分野から本計画を構成しました。

(1) 仕事と子育ての両立支援（～就学前～小学生期）

～きびきびお仕事、いきいき子育て～

共働き家庭の増加や就業形態の多様化に対応し、男女が共にいきいきと楽しく子育てしながら働き続けられるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを推進します。あわせて、その基盤となる保育サービスや放課後児童クラブなど子育て支援サービスを充実します。

実施にあたっては、子どもの健やかな成長を支援するということを踏まえ、「ワーク・ライフ・バランスの実現」と「保育等の子育て支援サービスの充実」を車の両輪として推進します。

[施策]

- ① 働き方の見直し
- ② 保育サービス
- ③ 放課後児童クラブ

(2) 安心して生み育てることができる環境づくり

（～妊娠～出産～乳幼児期）

～ゆったりお産、すくすく子育て～

親子の健康の保持・増進は、生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩であり、また、子どもを健やかに生み育てるための基礎となります。子どもの心と体が健康に育つ社会を構築するために、妊娠・出産から乳幼児期および思春期の保健・医療体制の一層の充実を図ります。

また、「家庭」と「地域社会」との連帯感が希薄化する中で、子育て中の人や、子どもを持つことを望む人が直面する「出産や子育てへの不安・悩み・負担感」に対応するため、「子どもは地域社会全体ではぐくむ」という考え方の下、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

[施策]

- ① 母子保健
- ② 母子医療
- ③ 子育ての悩みや不安への対応

(3) 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり (～小学生期～中高校生期～)

～のびのび成長、きらきら未来～

すべての子どもの人権が尊重され、感性豊かに健やかに成長することができるよう、子どもや若者が直面するさまざまな課題への対応を進めるとともに、地域社会全体で子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくりを推進します。

また、少子化の進行は、核家族化、都市化の進展とあいまって、家庭・地域の教育力や養育力の低下をもたらしています。家庭は、安らぎの場であると同時に、子どもが基本的な生活習慣や規範意識等を身に付ける教育の場であることを重視し、その教育力の育成を図ります。

さらに、子どもは五感の発達などにおいて未成熟な時期があり、けがをしたり事故に遭ったりする危険性は家の内外のいろいろなところに潜んでいます。事故を未然に防ぎ、危険を回避するため、子どもの視点に立った安全・安心なまちづくりや生活環境の整備を推進します。

[施策]

- ① 就学前教育
- ② 青少年の健全育成
- ③ 若者の自立支援
- ④ 家庭の教育力の向上
- ⑤ 安全・安心なまちづくり

(4) 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

～あったか見守り、あんしん子育て～

家庭での養育が困難なため社会的養護が必要な子どもや、障害のある子どもの成長と自立を支援するため、子どもや家庭の状態に応じた適切な支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みや不安に対応するとともに、その実態に応じて必要な支援を行います。

さらに、依然として児童虐待が発生し、深刻化していることから、児童虐待への対応を充実します。

[施策]

- ① 社会的養護が必要な子どもへの支援
- ② ひとり親家庭への支援
- ③ 児童虐待への対応
- ④ 障害のある子どもへの支援

9 家庭、地域、学校、企業、行政の役割

子どもの健全育成や子育て支援は地域社会全体で取り組むべき課題であり、地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、相互に連携、協力しながら取り組んでいく必要があります。

○ 家庭の役割

子どもの健全な成長を支える最も重要な生活の場であり、親や家族の愛情のもとで基本的な生活習慣を身に付けるとともに、人に対する信頼感や倫理観、自立心などをはぐくみます。

○ 地域の役割

地域社会全体で子どもを育てていくという認識を共有し、地域住民が主体となった子育て支援活動などを通じて、見守り、ふれあい、支え合いの輪を広げます。

○ 学校の役割

子どもたちのたくましく生きる力と豊かな心をはぐくむ教育の充実に努めるとともに、学校施設の地域開放などを通じて、生涯学習など地域における多様な活動の場としての機能・役割の充実に努めます。

○ 企業の役割

育児休業制度の定着促進や労働時間の短縮など、企業等において仕事と子育ての両立支援に取り組むとともに、職場優先の企業風土の見直しへ向けた主体的な取り組みを進めます。

また、地域社会の一員として、福祉、芸術、文化、スポーツなど、地域社会への一層の貢献と参画に努めます。

○ 行政の役割

子どもの健全育成や子育て支援の推進に向けて、市民のニーズや地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進や、地域住民や企業等が主体となった活動の支援・促進に取り組むとともに、家庭や地域、企業をはじめ地域社会全体の理解と協力を求めていきます。

10 計画の推進

(1) 推進体制

① (仮称) 北九州市次世代育成支援対策地域協議会

子どもの健全育成や子育て支援の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、学識経験者や市民、子育て支援関係者等からなる「(仮称) 北九州市次世代育成支援対策地域協議会」を設置します。

② 北九州市少子化対策推進本部

庁内関係部局からなる「北九州市少子化対策推進本部(本部長：市長)」において、本計画に基づく子どもの健全育成や子育て支援施策について、全庁的な立場から総合調整を図り、計画的かつ効果的・効率的に推進します。

(2) PDCAサイクル※ (計画・実施・評価・改善)による計画の推進

子どもの健全育成や子育て支援の推進においては、子どもや子育て家庭の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。

このため、個別事業が計画通りに進捗しているか(アウトプット)だけでなく、個別事業を束ねた施策や計画全体としてどの程度成果が上がっているのか(アウトカム)について点検・評価を行い、施策の改善につなげていきます。

また、点検・評価は、市民や子育て支援関係者等の意見を聴きながら行うとともに、その結果は市民に分かりやすい形で公表します。

なお、本計画の策定にあたっては、達成度を分かりやすくするため、できる限り数値目標を設定することに努めました。

※ 用語解説の「PDCAサイクル」を参照。

(3) 行財政改革の視点等

本計画の推進にあたっては、行財政改革の視点から、公民パートナーシップの推進や、選択と集中による経営資源の重点化などを図ります。

また、前述の点検・評価や年度ごとの予算編成過程において、事業内容の精査、見直しなどを行っていきます。

(4) 計画の周知

地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって子どもの健全育成や子育て支援の取り組みを進めていくため、市民に対して、本計画の趣旨や内容の周知を図っていきます。

(5) 国における施策との調整

子どもの健全育成や子育て支援は、国レベルでの対応を求められることも多いため、本市としては、国に対して必要な措置を求めています。



第2章 北九州市の子どもや子育てを取り巻く現状

本章では、子どもの健全育成や子育て支援のあり方を考える上でかかわりの深い、少子化や社会経済の動向などの本市の子どもや子育てを取り巻く現状について整理しています。

なお、子どもや保護者の状況、また子育て支援施設での取り組みなど、個々の具体的な現状や課題等については、各論において整理しています。

1 少子化の動向

平成20年の出生数は8,539人、出生率（人口千対）は8.7（全国8.7）、合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと推定される子どもの数）は1.44（全国1.37）で、いずれも過去最低となった平成17年から若干ですが増加に転じています。

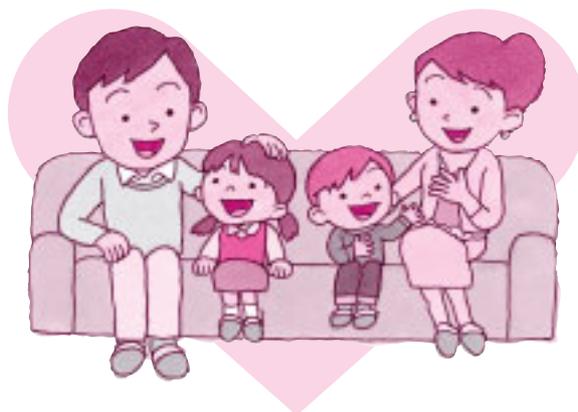
しかし、合計特殊出生率が、依然として人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準。標準的な水準は2.1前後、近年の日本における値は2.07～2.08。）を大きく下回る状況が続いており、決して楽観できない状況となっています。また、初婚年齢が遅くなる晩婚化や、これに伴って子どもが出生したときの母親の平均年齢が上昇する晩産化が進行しており、少子化の原因となっています。

少子化の進行は、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など社会経済面だけでなく、子育て家庭同士や子ども同士がふれあう機会の減少など、子どもの育ちや子育ての面でも深刻な影響を及ぼすこととなります。

(1) 人口

本市の人口は、昭和54年（推計人口：1,068,415人）をピークに減少傾向にあり、平成17年には100万人を下回りました。また、国全体の人口は増加傾向にありましたが、平成16年（推計人口：127,786,988人）をピークに減少に転じています。

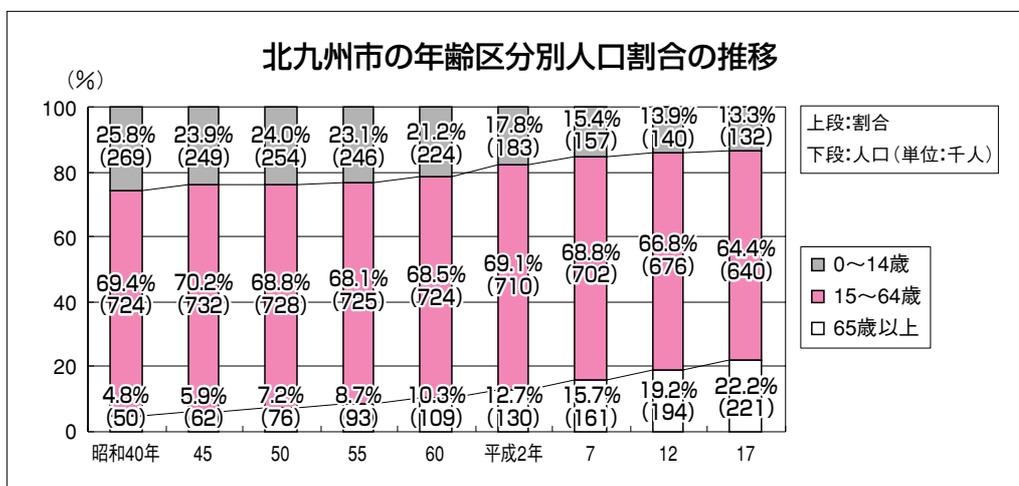
年齢区分別割合を見ると、昭和55年から平成17年までの25年間に、0歳～14歳は23.1%から13.3%に減少、15歳～64歳は68.1%から64.4%に減少している一方で、65歳以上は8.7%から22.2%に増加しており、少子高齢化が進んでいます。



	本市の人口	増減	全国の人口	増減
昭和45年	1,042,318	—	104,665,171	—
50	1,058,442	15,737	111,939,643	7,272,472
55	1,065,078	7,020	117,060,396	5,120,753
60	1,056,402	△ 8,676	121,048,923	3,988,527
平成2年	1,026,455	△29,947	123,611,167	2,562,244
7	1,019,598	△ 6,857	125,570,246	1,959,079
12	1,011,471	△ 8,127	126,925,843	1,355,597
17	993,525	△17,946	127,767,994	842,151
21	982,805	△10,720	127,557,958	△ 210,036

資料：総務省「国勢調査」

注：平成21年は北九州市推計人口（10月1日現在）と全国推計人口（7月1日現在）



資料：総務省「国勢調査」

(2) 出生

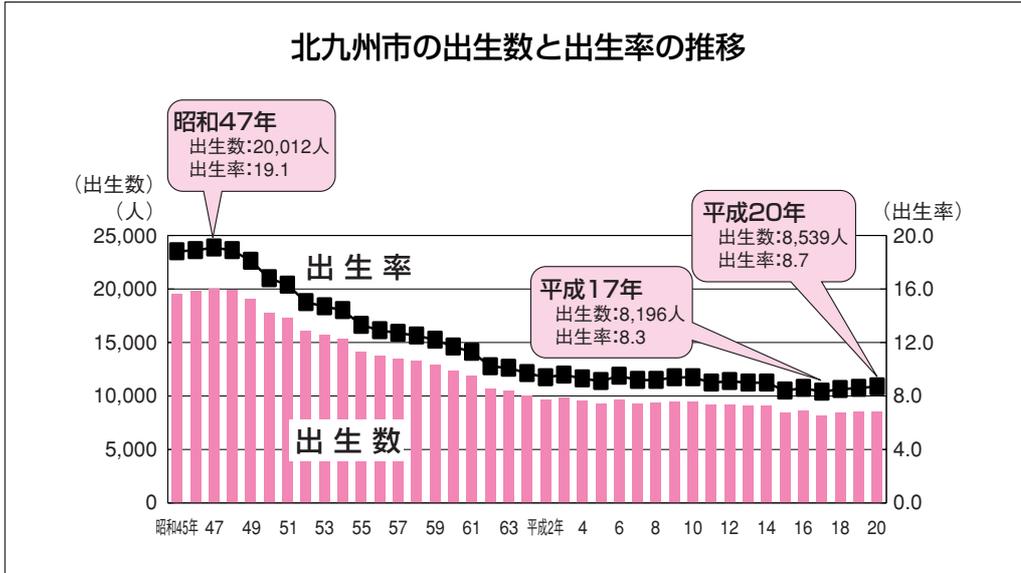
本市の出生数は、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）以降減少傾向にあり、平成17年には8,196人と過去最も少ない出生数となりました。その後は3年連続で増加し、平成20年は8,539人となっています。

合計特殊出生率についても同様に、平成17年に過去最低の1.30となりましたが、その後は3年連続で増加し、平成20年は1.44となっています。また、本市の合計特殊出生率（平成17年）は、全国平均を上回り、政令市中最も高くなっています。

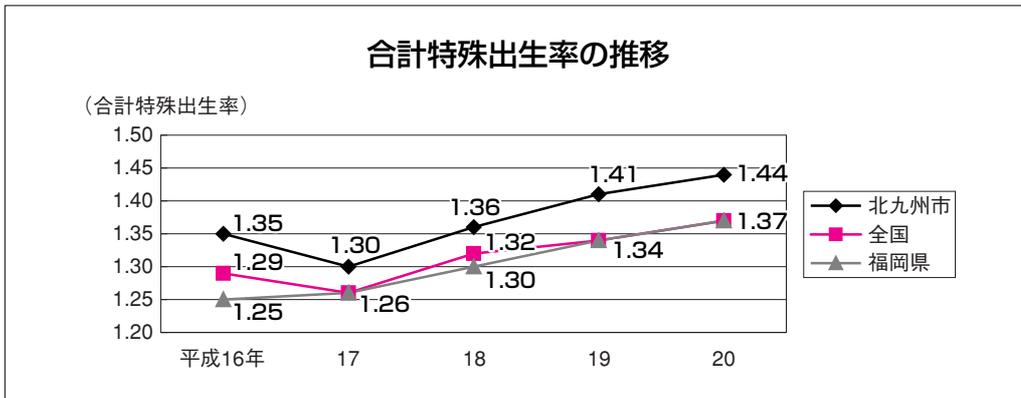
母親の年齢階級別出生数を見ると、20代は減少、30代は増加しており、平成20年は30代前半が2,939人と最も多く、次いで20代後半（2,605人）、30代後半（1,492人）、20代前半（1,154人）でした。

また、第一子を生んだときの母親の平均年齢は全国平均を下回っているものの、年々上昇傾向にあり、平成20年が28.9歳となっています。

このように、出産したときの母親の平均年齢が上昇する晩産化の傾向が見られます。



資料：厚生労働省「人口動態調査」

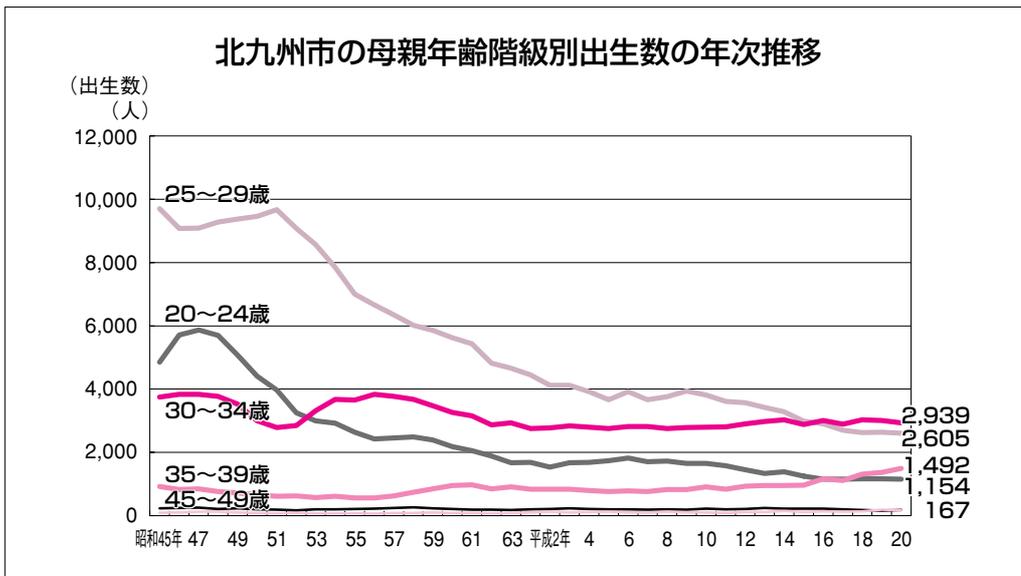


資料：厚生労働省「人口動態調査」、北九州市は「北九州市衛生統計年報」

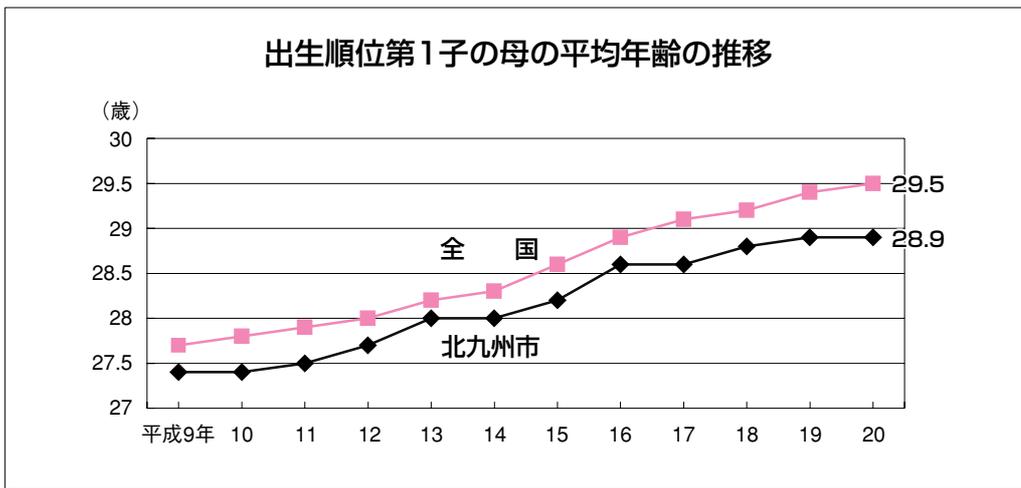
出生率の政令市比較 (平成17年)

	出生率	合計特殊出生率
札幌市	7.6	0.98
仙台市	8.9	1.11
さいたま市	8.9	1.20
千葉市	8.9	1.21
横浜市	8.8	1.18
川崎市	9.8	1.18
静岡市	7.9	1.22
名古屋市	8.8	1.21
京都市	8.1	1.08
大阪市	8.7	1.15
神戸市	8.2	1.15
広島市	9.6	1.28
北九州市	8.3	1.30
福岡市	9.0	1.08

資料：厚生労働省「人口動態調査」



資料：厚生労働省「人口動態調査」



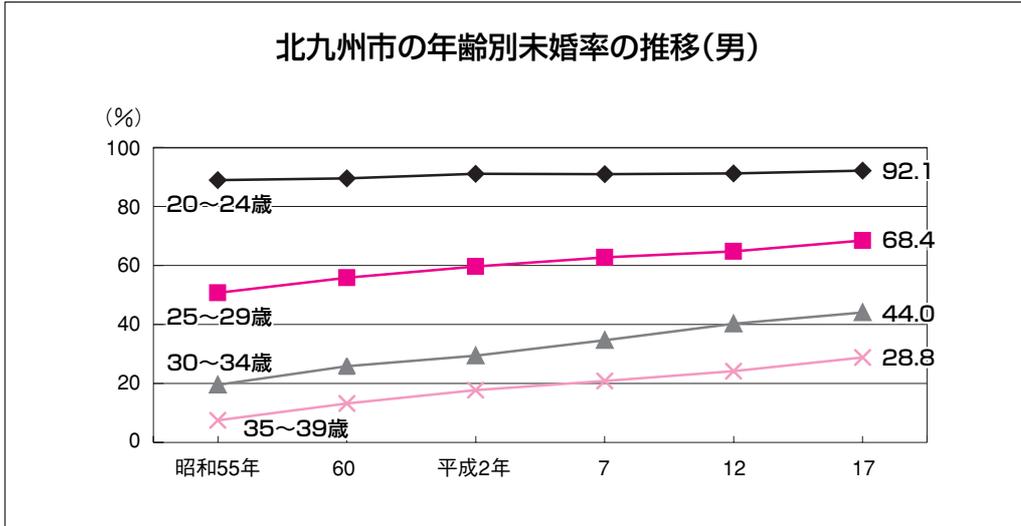
資料：厚生労働省「人口動態調査」

(3) 婚姻

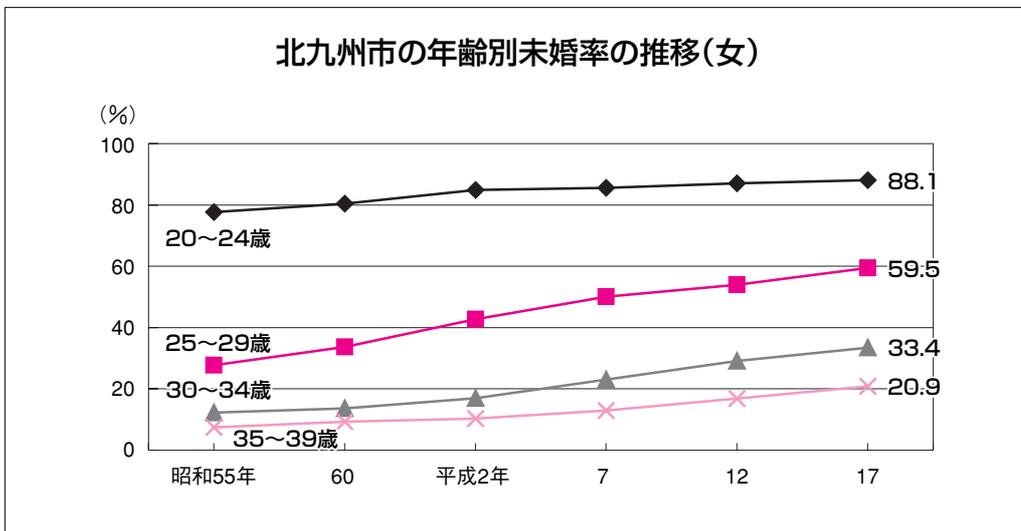
本市の15歳以上人口の未婚率は、平成17年は、男性29.9%、女性23.6%で、国全体と比較すると、男性は1.5ポイント低く、女性は0.4ポイント高くなっています。

本市の未婚率の経年変化を年齢階級別に見ると、男女ともにすべての階級で上昇傾向にあります。特に男性では30~34歳が44.0%で、昭和55年に比べ24.5ポイント上昇し、女性では25~29歳が59.5%と31.8ポイント上昇しました。

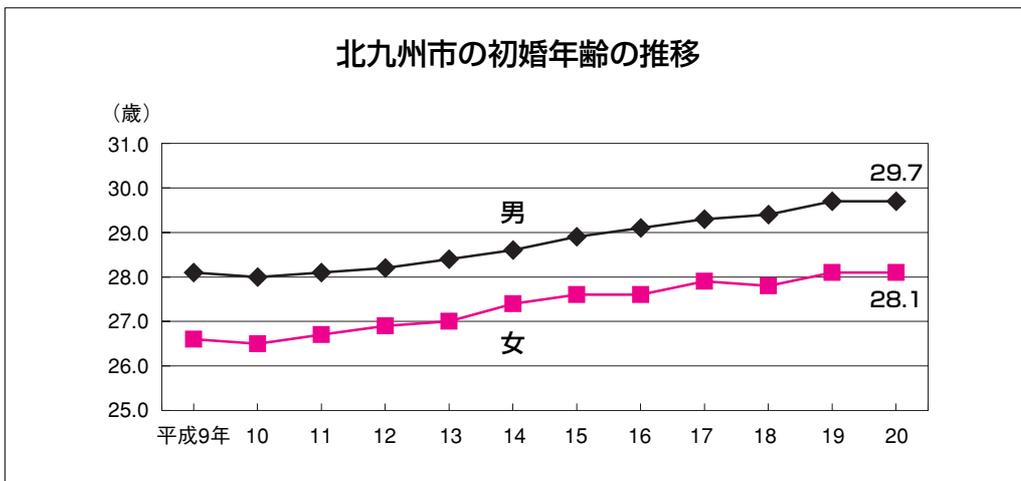
また、初婚年齢についても上昇を続けており、少子化の原因の一つと言われている晩婚化の傾向が見られます。



資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」



資料：厚生労働省「人口動態調査」

2 社会経済等の動向

近年、事業所数、従業者数の減少、就労や雇用の状況の悪化の傾向が見られ、長引く不況に加え、現下の世界的金融資本市場の混乱が、本市経済にも影響を及ぼしていると考えられます。このような中で、本市の財政状況としては、国からの地方交付税等の大幅な削減、市債の償還や高齢社会の進展等による福祉・医療費の増加などの影響により、今後もさらに厳しさを増すことが予想されます。このため、「北九州市経営プラン（平成20年12月策定）」に基づき、収支改善に取り組んでいくことにしています。

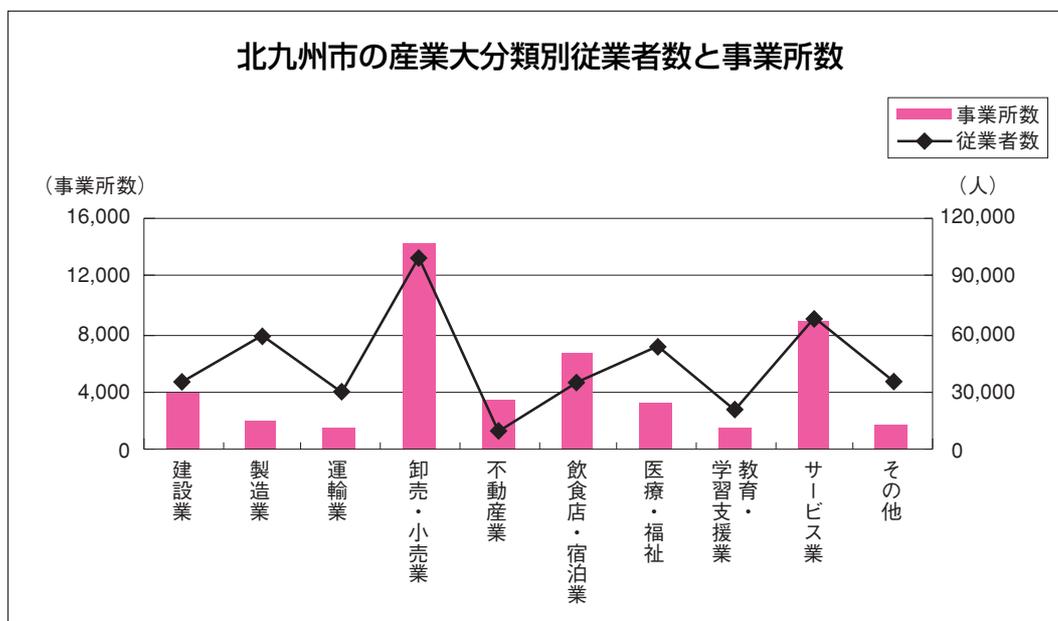
次に、家族の状況について見ると、世帯数は、人口が減少する一方で増加しており、特に単独世帯の割合が増加するとともに、1世帯あたりの人員が減少しています。

(1) 産業の状況

本市の市内全事業所数は、平成18年は47,238事業所、従業者数は447,046人で、平成13年と比較すると、事業所数は4,987事業所減少（対前回比9.5%減）、従業者数は19,943人減少（同4.3%減）しています。

産業分野別に見ると、平成18年の事業所数は、卸売・小売業が14,382事業所で全体の30.4%を占め、次いでサービス業8,926事業所（構成比18.9%）、飲食店・宿泊業6,562事業所（同13.9%）となりました。平成13年と比較すると、医療、福祉等で269事業所増加したものの、ほとんどの産業で減少しました。

従業者数は、卸売・小売業が99,642人で全体の22.3%を占め、次いでサービス業68,522人（構成比15.3%）、製造業59,354人（同13.3%）となりました。

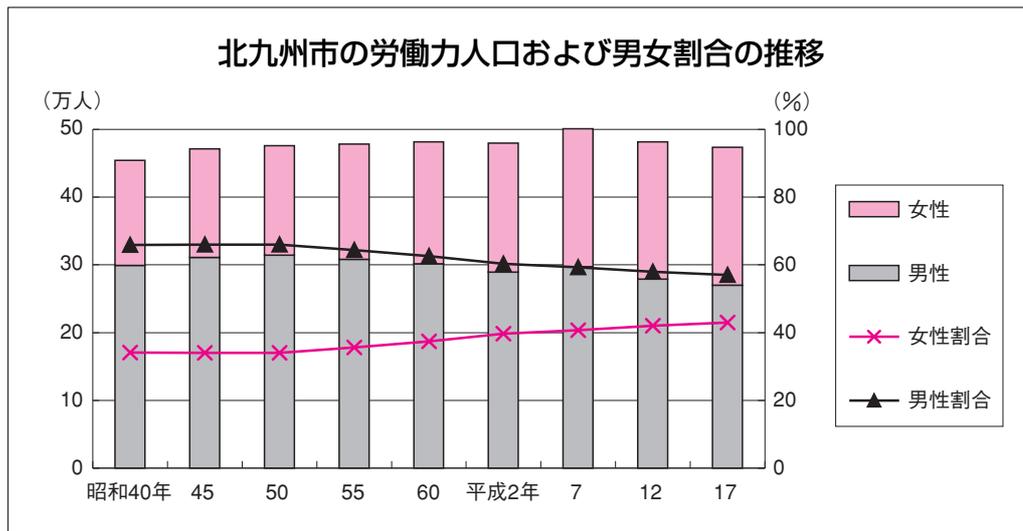


資料：総務省「事業所・企業統計調査（平成18年）」

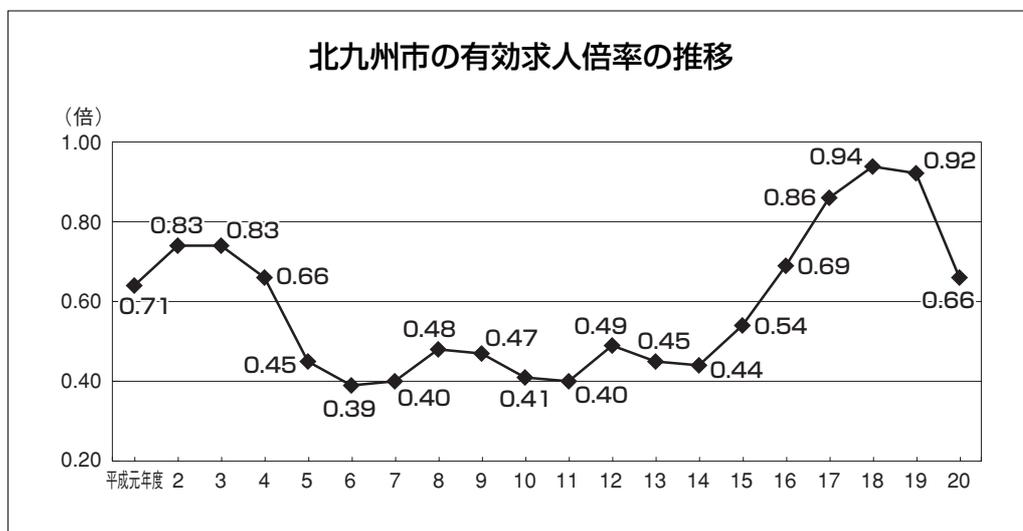
(2) 就労の状況

平成17年の労働力人口は473,418人で、平成12年に比べて8,280人減少しました。男女別に見ると、男性が270,030人(9,170人減)、女性が203,388人(890人増)でした。

また、有効求人倍率は、平成18年度に0.94であったものが、平成20年度には0.66に低下しています。



資料：総務省「国勢調査」

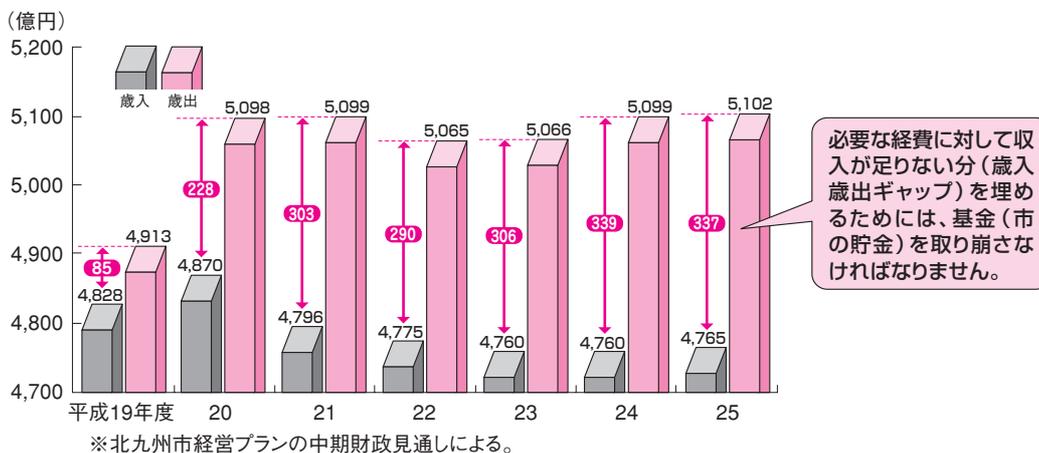


資料：北九州市統計年鑑

(3) 北九州市の財政運営

本市は、現在、非常に厳しい財政状況にあります。このため、「北九州市経営プラン」を策定し、さまざまな収支改善対策に取り組むこととしています。

【収支改善を行わない場合の収入不足の推移(一般会計)】



【北九州市経営プランに基づく財政運営】

収支改善対策の主な内容

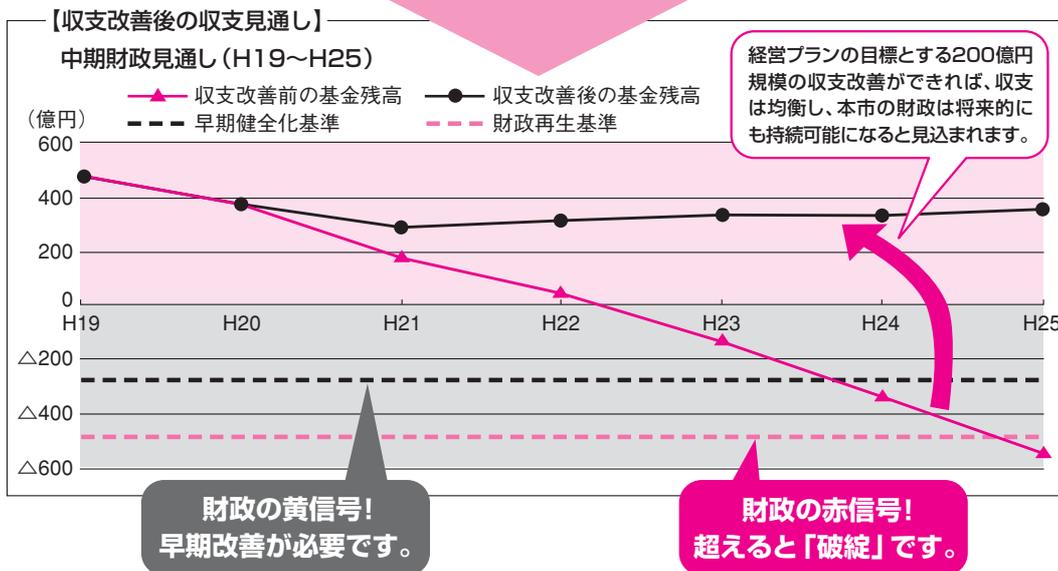
○歳入の確保

- ・市税収入等の確保
- ・未利用市有地の処分・活用
- ・広告収入その他の収入の確保

○歳出の見直し

- ・人件費総額の抑制(職員数の削減 など)
- ・事務事業の見直し
- ・投資的経費の抑制(年7%程度の削減 など)

集中取組期間内(平成21・22年度)に200億円規模の収支改善を目指す!



資料：北九州市「わかりやすい北九州市の財政」

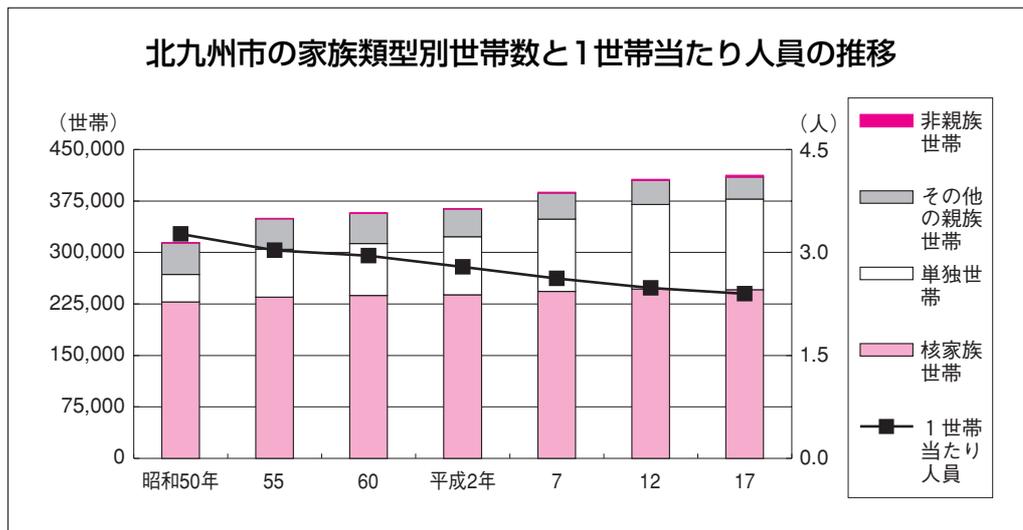
(4) 世帯の動向

平成17年の本市の世帯総数は413,510世帯（一般世帯：412,247世帯、施設等の世帯：679世帯）で、平成12年に比べて5,430世帯増加しました。

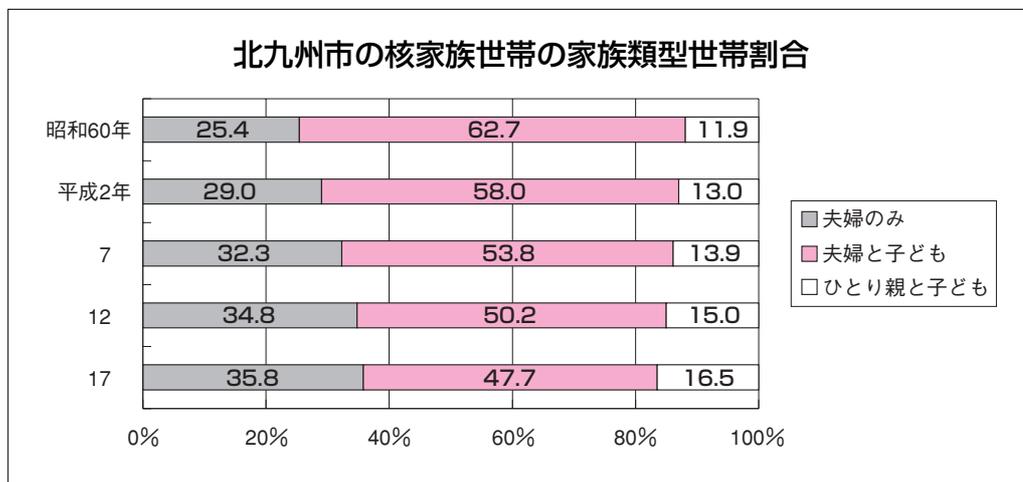
このうち、一般世帯を家族類型別に見ると、核家族世帯245,573世帯（一般世帯に占める割合59.6%）、その他の親族世帯32,237世帯（同7.8%）、非親族世帯2,253世帯（同0.6%）、単独世帯132,184世帯（同32.1%）で、核家族世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が増加しました。核家族世帯の構成を見ると、夫婦のみの世帯と、ひとり親と子どもの世帯が増加し、夫婦と子どもの世帯が減少しています。

また、このようなことから、1世帯あたりの人員が減少しています。

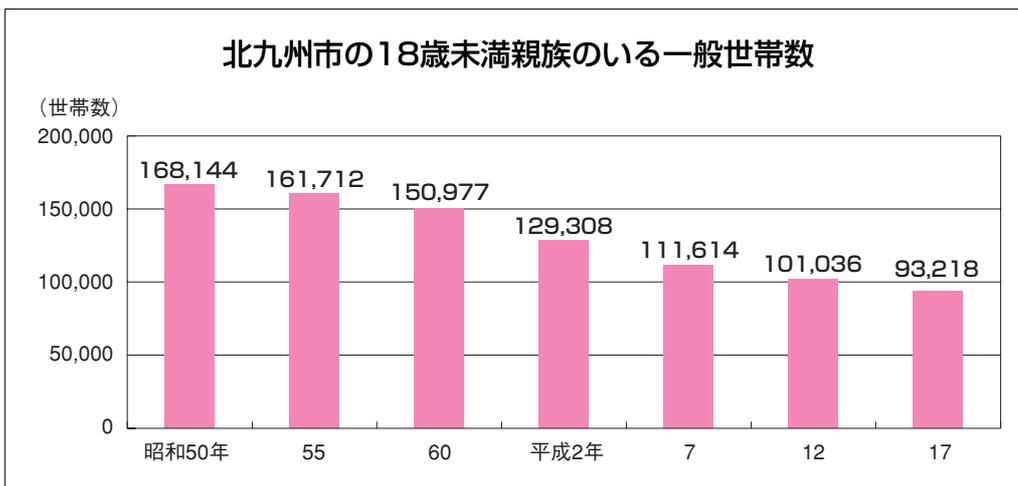
- ※ 核家族世帯…夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、ひとり親と子どもからなる世帯
- ※ その他の親族世帯…二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯（核家族世帯を除く）
- ※ 非親族世帯…二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯
- ※ 単独世帯…世帯人員が一人の世帯



資料：総務省「国勢調査」



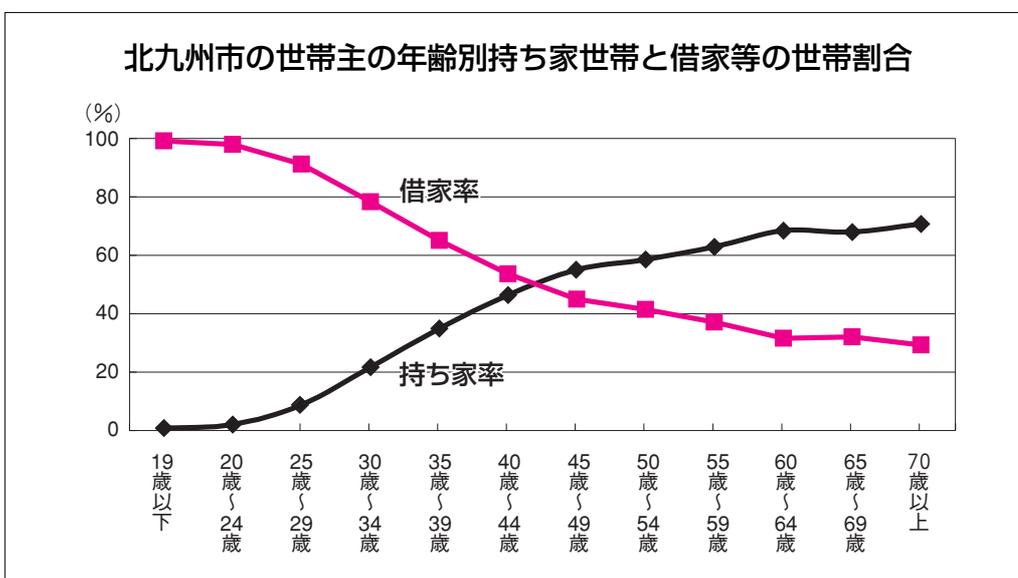
資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」

(5) 住宅事情

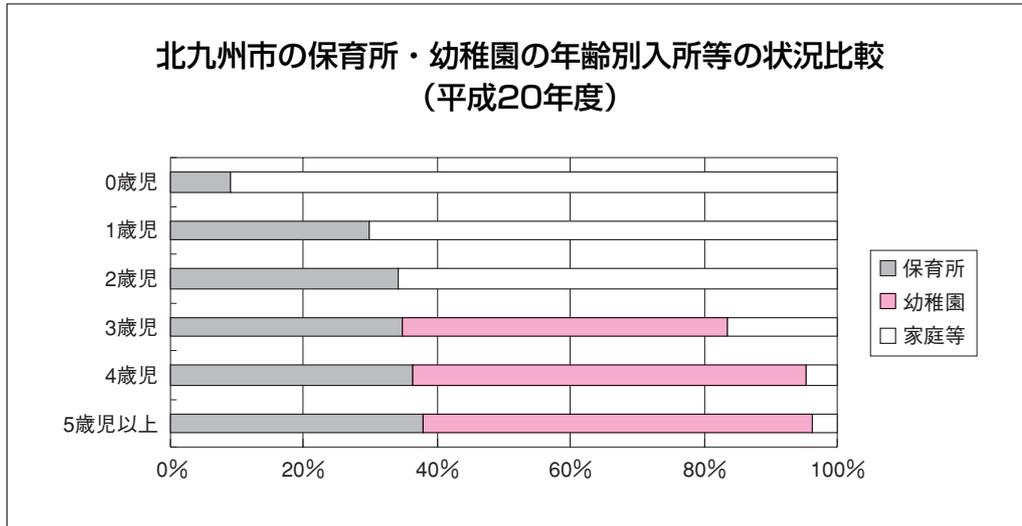
平成17年の本市の住宅所有割合は、持ち家世帯53.1%、民営の借家世帯30.1%、公営の借家世帯8.5%でした。世帯主の年齢別に見ると、40代で持ち家に住む世帯と借家に住む世帯の割合が逆転しています。



資料：総務省「国勢調査（平成17年）」

(6) 幼稚園・保育所における在園状況

本市では、2歳までは60%以上の子どもが家庭等で過ごしていますが、3歳で80%、4歳以降で90%以上が保育所または幼稚園に通っています。



資料：北九州市資料



3 国の動き

国においては、平成2年の「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

平成6年、最初の具体的な計画であり、今後10年間の子育て支援について取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「エンゼルプラン」が策定されました。

平成15年には、地方自治体および企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。また、「少子化社会対策基本法」が制定され、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚により構成される少子化対策会議が設置されるとともに、翌年には、少子化に対処するための指針となる「少子化社会対策大綱」と具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」が決定されました。

さらに、平成17年に、出生数、合計特殊出生率が共に過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年、「新しい少子化対策について」が決定されました。

平成19年、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする『子どもと家族を応援する日本』重点戦略が決定されました。また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現について、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。

平成20年、「未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」を柱の一つとする「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン」が取りまとめられました。

平成22年、少子化に対処するための施策の指針（総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱とその実施計画）として、「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

